

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

職員の交通違反に関する懲戒規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、職員就業規則第46条第4項の規定に基づき、職員の交通違反に関する処分の基準を定めるものとする。

(職員の責務)

第2条 職員は、車両を運行するに当たっては、常に交通法規を遵守し、善良な運行をしなければならない。

(処分の内容)

第3条 職員が公用、私用を問わず前条の規定に違反し、現行犯で検挙若しくは逮捕された場合は、別表の基準により処分するものとする。

(処分の過重または軽減)

第4条 交通違反が次の各号に掲げる場合は、当該各号に定めるところにより前条の規定による処分を加重し、又は軽減するものとする。

(1) 違反行為の累積がある場合は、処分を加重する。

(2) 別表の項目の原因二つ以上に該当する場合は、処分を加重する。

(3) 管理職にある者(部下職員の管理の任に当たるものをいう。)の場合は、事情により処分を加重する。

(4) 事故をともなった場合に、被害者に過失のある場合は、事情により処分を軽減する。

(5) 前各号に定めるもののほか、特に考慮すべき事情がある場合は、それぞれの事情により処分を軽減し、又は加重する。

(処分の準用)

第5条 交通違反をひき起こしたものの以外のもので、次の各号に該当するものについても処分することができる。

(1) 違反をひき起こした者(以下「違反者」という。)と行動をともにした者。

(2) 違反者が車両を運行することを知りながら酒類をすすめ、飲酒させた者

(3) 違反者を監督すべき責任のある者で、当該違反者の監督を怠った者

附 則

1 この規則は、平成18年11月8日より施行する。

2 この規則は、令和3年12月3日から改正実施する。

別 表

交通違反による懲戒処分基準

結 果 原 因	交通事故を伴う場合					交通事故 を伴わな い場合
	相手方 死 亡	相手方 重 症	相手方 軽 症	物 損 事 故	自 損 の み	
無免許運転	懲戒解雇					
飲酒運転	懲戒解雇					
スピード違反 (30km以上)	懲戒解雇	懲戒解雇 又は 停 職	懲戒解雇 又は 停 職	停 職 又は 降 給	停 職 又は 降 給	降 給 又は 訓 戒
スピード違反 (30km未満)	懲戒解雇 又は 停 職	停 職	停 職 又は 降 給	停職、降給 又は 訓 戒	降 給 又は 訓 戒	訓 戒
信号無視	懲戒解雇 又は 停 職	停 職	停 職 又は 降 給	停職、降給 又は 訓 戒	降 給 又は 訓 戒	訓 戒
通行禁止 制限違反	懲戒解雇 又は 停 職	停 職	停 職 又は 降 給	停職、降給 又は 訓 戒	降 給 又は 訓 戒	訓 戒
追越違反	懲戒解雇 又は 停 職	停 職	停 職 又は 降 給	停職、降給 又は 訓 戒	降 給 又は 訓 戒	訓 戒
一時停止違反	懲戒解雇 又は 停 職	停 職	停 職 又は 降 給	停職、降給 又は 訓 戒	降 給 又は 訓 戒	訓 戒
その他の違反	懲戒解雇 又は 停 職	停 職	停 職 又は 降 給	停職、降給 又は 訓 戒	降 給 又は 訓 戒	訓 戒

備 考

- 1 「重症」とは、一ヶ月以上の治療を要すると診断された損傷をいう。
- 2 「軽症」とは、一ヶ月未満の治療を要すると診断された損傷をいう。
- 3 ひき逃げ、あて逃げは、非行内容が重大なものについては懲戒解雇とする。
- 4 「飲酒運転」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条の規定に違反して酒気を帯びて車両を運転することをいう。